

# 市川三郷町歌舞伎文化公園ふるさと会館に おける感染拡大予防ガイドライン

市川三郷町教育商工観光課

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止と歌舞伎文化公園ふるさと会館での活動の両立を進めるために、「感染拡大防止」の実践を図りながら、施設内で行われる活動に係る基本的な考えを示すものです。

なお、今後状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直しなどを行うことがあります。

## 【3密の回避】

### 1 換気設備の設置等(「密閉」の回避)

施設管理者の項目	利用者の項目
・公演の前後及び公演の休憩中に会場内の換気を行う。また、公演主催者と調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行う(可能であれば30分に1回、5分程度2方向の扉・窓等を全開して必要換気量を確保するよう利用者に周知する)。	・公演の前後及び公演の休憩中に会場内の換気を行う。(可能であれば30分に1回、5分程度2方向の扉・窓等を全開して必要換気量を確保する)。

### 2 施設内の混雑の緩和(「密集」の回避)

施設管理者の項目	利用者の項目
・募集定員を定めないイベントや行事は許可しない。 ・原則予約制により、同時に多数の人が集まらないよう周知する。 ・利用人数の制限(ホールについては最大85名、考古資料室については最大20名とし、利用人数を制限する)などにより混雑度を管理する。	・募集定員を定めないイベントや行事は実施しない。 ・利用人数の制限(ホールについては最大85名、考古資料室については最大20名とし、利用人数を制限する)などにより混雑度を管理するなど、同時に多数の人が集まらないよう、対策を取る。

### 3 人と人の距離の確保(「密接」の回避)

施設管理者の項目	利用者の項目
<ul style="list-style-type: none"><li>・最低1m(可能であれば2m)の対人距離を確保するよう周知する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・最低1m(可能であれば2m)の対人距離を確保する。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・マスク着用を遵守、近距離での会話や発声を避ける。</li><li>・入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用する。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等もぎりの簡略化の導入も検討する。</li><li>・ホールは最前列を空け、左右2座席以上空けてかつ前後にも重ならないよう着席することを徹底する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・マスク着用を遵守、近距離での会話や発声を避ける。</li><li>・来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等もぎりの簡略化の導入にも協力する。</li><li>・ホールは最前列を空け、左右2座席以上空けてかつ前後にも重ならないよう着席する。</li></ul>

## 【その他の感染防止対策】

### 4 マスクの着用等

施設管理者の項目	利用者の項目
<ul style="list-style-type: none"><li>・職員はマスク等着用をする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者はマスクを着用する。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・職員は、対面で来館者と対応する場合、アクリル板やフェイスガード等により間を遮蔽するよう努める。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則としてマスク着用とするが、体調等によりマスクを着用できない場合は2mの対人距離を確保する。</li></ul>

### 5 手洗い・手指消毒

施設管理者の項目	利用者の項目
<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者に、入口に設置してある消毒液で手指消毒するよう周知する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者は、入場時に手指消毒、手洗いを実施する。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者に、利用開始時や他者の接触が多い場所に触れた後や、トイレの利用後などには必ず手指を消毒するよう周知する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者は、利用開始時や他者の接触が多い場所に触れた後や、トイレの利用後などには必ず手指を消毒する。</li><li>・業者はマスク着用と入館時の手洗い、手指消毒を徹底する。</li></ul>

## 6 体調チェック

施設管理者の項目	利用者の項目
<ul style="list-style-type: none"><li>・職員は出勤前に検温・体調確認を行うとともに業務開始前にも再度確認を行う。</li><li>・利用者に対し、事前に検温を行い、発熱、風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合は入場しないよう要請すると共に、また、入場者チェックシートへの記入を利用者に促す。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者は、事前に自分で検温をし、発熱（平温時より1度以上高い、もしくはは37.5度以上）、風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合は施設を利用しない。</li><li>・入場者チェックシートに記載を行う。</li></ul>

## 7 利用者名簿の作成

施設管理者の項目	利用者の項目
<ul style="list-style-type: none"><li>・感染者が出た場合に追跡を可能とするための措置とし電話番号など連絡先を記入するよう要請し、保管する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・公演主催者は、イベント等開催用感染拡大予防対策チェックシート(別紙)を作成し、管理者に提出する。</li></ul>

## 8 トイレの衛生管理の徹底

施設管理者の項目	利用者の項目
<ul style="list-style-type: none"><li>・トイレの蓋がある便座は閉めて汚物を流すように表示。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・トイレの蓋がある便座は閉めて汚物を流す。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・男子小便トイレは、使用者同士の距離を、1mとし、マスク着用のない人は使用者同士の距離を2mとるよう掲示する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・男子小便トイレは、使用者同士の距離を、1mとし、マスク着用のない人は使用者同士の距離を2mとる。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・不特定多数が接触する場所(便座、スイッチ、洗浄レバー等)は、定期的に職員が清拭消毒を行う。</li></ul>	

## 9 清掃・消毒

施設管理者の項目	利用者の項目
<ul style="list-style-type: none"><li>・他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて、定期的に職員が清拭消毒を行う。</li></ul> <p>&lt;高頻度に接触する部位&gt;</p> <p>各施設にあるトイレ等出入口のドアノブ、手すり、テーブル、椅子の背もたれ、電気のスイッチ、電話、キーボー</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・公演主催者は利用終了後、床をモップ等で清掃し、使用器具類及び利用者が触れた部分(テーブル、イス、ドアノブ、窓のハンドル、電気のスイッチなど)を利用時に貸し出された消毒液及びペーパータオル等で清拭、使用済みのペーパーはビニール袋に密閉し、指定の場所に廃棄する。</li></ul>

<p>ド、蛇口など。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。</li> </ul>	
---	--

## 10 緊急事態宣言区域の在住者に対する利用制限

施設管理者の項目	利用者の項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言の対象区域に在住する方の利用を制限する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言の対象区域に在住する方は、施設の利用はしない。</li> </ul>

## 11 チェックリストの作成、確認

施設管理者の項目	利用者の項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大予防ガイドラインに基づくチェックリストを作成し、毎日の確認を行う。</li> </ul>	

## 12 飲食施設&ショップ等に協力を求める具体的な対策

施設管理者の項目	利用者の項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店&amp;ショップ等の管理者に対し、右のとおり感染予防措置を要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食物等を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が概ね2m以上となるよう座席を配置するよう、各店舗において席の配置を工夫すること。</li> <li>・混雑時の入場制限を実施すること。</li> <li>・施設内の換気を徹底すること。</li> <li>・食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底すること。</li> <li>・飲食施設に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場するように促すこと。</li> <li>・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するように努めること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めること。</li> <li>・物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わないようにすること。</li> </ul>
--	---

### 13 公演主催者に協力を求める具体的な対策

施設管理者の項目	利用者の項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公演主催者が必要な措置を講じていないと認められる場合、施設管理者(商工観光課)は公演主催者に対し、必要な措置を講ずるよう十分協議を行い、事前に「イベント等開催用感染症防止対策チェックリスト」の提出を求める。対策が不十分と判断したときは公演を取り消すこととする。</li> <li>・施設管理者(商工観光課)が公演を主催する場合には、担当課が講ずるものとする。</li> </ul>	<p>&lt;公演前の対策&gt;</p> <p>(1) 入場制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公演主催者は、公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況が発生させないよう検討し、以下のような手段を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 開場・休憩時間の延長</li> <li>- 入場時のチケット確認(もぎり)の簡略化</li> <li>- 入場待機列の設置</li> <li>- 日時や座席の指定予約による人数調整</li> <li>- 大人数での来館の制限等</li> </ul> </li> <li>・特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を求める。</li> </ul> <p>(2) 来場者との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先、発熱等体調の把握に努め来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。</li> <li>・来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知する。</li> </ul>

### (3) 公演関係者との関係

・氏名及び緊急連絡先、発熱等体調を把握し、名簿を作成する。また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図る。

#### <公演当日の対策>

##### (1) 周知・広報

感染予防のため、施設管理者(商工観光課)と協力の上、来場者に対し以下について周知する。

・咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒の徹底

・社会的距離の確保の徹底

・下記の症状に該当する場合、来場を控えること。

(咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐)

##### (2) 来場者の入場時の対応

・以下の場合には、入場しないよう要請する。

① 平常時より1℃以上の発熱あり、もしくは検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合

② 咳・咽頭痛などの症状がある場合

③ 新型コロナウイルス感染症陽性と判断された者との濃厚接触がある場合

④ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等

・事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開

場時間の前倒し等の工夫をする。

- ・入待ちは控えるよう呼び掛ける。
- ・オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないようにする。
- ・パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避ける。
- ・プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛ける。

### (3) 公演会場内の感染防止策

- ・接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努める。
- ・座席は原則として指定席にするなどで、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努める。
- ・座席の最前列席は舞台上から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席での対策(左右隣の席との間を2座席以上空け、前後は一行以上空けたうえで、正面、背後に重ならないよう席配置、又は距離を置くこと)を施す。
- ・公演中の来場者同士の接触は控えるよう周知するほか、座席のひじ掛けの使用についても、左右いずれかに統一するよう要請する。
- ・来場者と接触するような演出(声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は行わない。
- ・場内における会話は控えていただくよう周知する。
- ・事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努める。

### (4) 公演関係者の感染防止策

- ・公演の運営に必要な最小限度の人数とする。
  - ・各自検温を行い、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とするよう要請する。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機を要請する。  
(咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐)
  - ・公演主催者には、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握するよう要請する。
  - ・表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるように要請する。また、公演前後の手指消毒の徹底も要請する。
  - ・楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用する。
  - ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。
  - ・仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努める。
  - ・その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずる。
  - ・公演関係者に感染が疑われる場合は、保健所等の聞き取りに協力し必要な情報提供を行います。
- (5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策
- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行う。
  - ・対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底する。
  - ・速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。
- (6) 物販



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨する。</li> <li>・パンフレット等の物販を行う場合、最低1m(できるだけ2mを目安に)の間隔を開けて整列していただくようにする。</li> <li>・物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底するよう要請する。</li> <li>・ユニフォームや衣服はこまめな洗濯を努めるよう要請する。</li> <li>・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。</li> <li>・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。</li> </ul> <p>(7) 来場者の退場時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫をする。</li> <li>・出待ちや面会等は控えるよう呼び掛ける。</li> </ul> <p>&lt;公演後の対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するよう努める。</li> <li>・感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。</li> <li>・なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずる。</li> </ul>
--	--

**【ガイドライン遵守の確認】**

施設管理者の項目	利用者の項目
----------	--------

<p>・ガイドラインを遵守している事を確認するため、チェックリストのチェックを利用者に要請し確認を行った後、1カ月間保管する。</p>	<p>・チェックリストにチェックを行い施設管理者に提出する。</p>
---	------------------------------------

## 【施設ごとの注意点等】

### 本ガイドライン対象施設

施設名	問合せ先(電話番号)
市川三郷町歌舞伎文化公園 ふるさと会館	商工観光課(055-240-4157)

### 別表

施設名	室名	面積	最大収容人員	備考
ふるさと会館	展示スペース	27m×18m =486㎡	20人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者同士の距離は最低1m以上を確保する。</li> <li>・常時良好な換気状態を保つ。</li> <li>・公演主催者はテーブルやイス等の消毒を定期的に行い、利用終了後、床をモップ等で清掃する。</li> </ul>
	ロビー	35m×40m =1,400㎡	30人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者同士の距離は最低1m以上を確保する。</li> <li>・常時良好な換気状態を保つ。</li> <li>・公演主催者はテーブルやイス等の消毒を定期的に行い、利用終了後、床をモップ等で清掃する。</li> </ul>
	楽屋&控え室	・13項目目にあるとおり、公演主催者に対し、感染症防止対策を求める。		

	飲食 施設& ショップ 等	・12項目目にあるとおり、飲食施設&ショップ等に対し、感染症 防止対策を求める。
--	------------------------	---